平成２４年（フ）第１０５６号
さいたま市南区内谷４丁目２番10号　パインヒル302号室
債務者　新井　千里
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７８号
埼玉県川口市弥平１丁目18番14号　南平台202号
債務者　高橋　悦子（旧姓黒崎）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３４号
さいたま市南区辻４丁目21番20号　辻コーポ302
債務者　高木　繁夫
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３５号
埼玉県新座市大和田５丁目17番23号　ハイツ新座203号室
債務者　小田　洋子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９５号
埼玉県蕨市南町２丁目28番21号
債務者　上田　雅文
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５７号
埼玉県鴻巣市前砂424番地10、旧住所埼玉県鴻巣市前砂424番地８
債務者　山岸　哲也
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８５号
埼玉県新座市東北１丁目８番20号　富士見マンション107号室
債務者　大竹ユキ江（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５９号
福岡県築上郡築上町大字上り松411番地２
債務者　竹本　辰師
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
福岡県京都郡苅田町近衛ヶ丘１番地６　県営住宅１棟308号
債務者　村田　信昭
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第９７１号
東京都青梅市富岡３丁目1172番地市営住宅110号
債務者　野澤　信行
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午前11時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４９号
北海道川上郡弟子屈町美里４丁目３番６－３号
債務者　ヨシケンクリエイティブこと　吉井　正則
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１５８号
北海道白糠郡白糠町西庶路東１条北３丁目１番地９
債務者　太田　節男
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１５９号
北海道白糠郡白糠町西庶路東１条北３丁目１番地９
債務者　太田富美子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第４６号
栃木県那須塩原市末広町77番地123、前住所栃木県那須塩原市南郷屋４丁目139番地８メゾン・ド・エスポワールＢ―101号
債務者　木村　幸一
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午前10時宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１９２２号
横浜市泉区領家２丁目12番地２　ステージ山手台サウス三番館305号
債務者　桑代　裕子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９４１号
神奈川県海老名市下今泉２丁目２番２―122号
債務者　富高　　正
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時横浜地方裁判所第３民事部